

第五十五回国会 法務委員会 議 録 第十八号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 安倍晋太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 松前 重義君

理事 内海 英男君

理事 千葉 三郎君

理事 馬場 元治君

理事 加藤 勤十君

理事 横山 利秋君

理事 沖本 泰幸君

理事 松野 幸泰君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 井原 岸高君

法務大臣官房司 川島 一郎君

法務調査部長

委員外の出席者

最高裁判所事務 岸 盛一君

最高裁判所事務 寺田 治郎君

最高裁判所事務 勝好君

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

最高裁判所事務 門 員 高橋

が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き、質疑を行ないます。中谷鉄也君。

○中谷委員 お尋ねをいたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、すでに国会においても、当委員会においても非常に詳細な質疑がかわされておりました。特に四十六国会におきましては附帯決議も付せられていたわけでございまして、その附帯決議の趣旨に従いまして一、二お尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、きわめてよく然とした、またある意味では裁判所のあり方に関するというふうな、非常に抽象的なお尋ねで恐縮ですが、次のようなことについて裁判所の御答弁をいただきたいと思うのです。

と申しますのは、御承知のとおり、公正取引委員会というのはいまだ準司法的な仕事もしている役所でございますが、その公正取引委員会のほうで「公正取引」というパンフレットが毎月出ているわけですが、その「公正取引」という雑誌の中で、歴代の公正取引委員会の委員長さんの座談会で「公正取引委員会の将来に望む」という座談会の記事がございまして、その中で、ただいまの横田長官も、かつて公正取引委員会の委員長であられたわけでございますが、同じく公正取引委員会の委員

長であられた長沼さんが、これはある意味ではユーモアを含めてのお話ですが、次のような御発言があるわけですね。職場の明朗化といううなことに限らず、裁判所の建物見ただけでちょっと悪いけれども、裁判所の建物見ただけでちょっと寒気がする。こういうふうなお話があった、そこで、笑い声というふうな話があった、そこで、これは長沼さんというふうな御発言でして、ユーモアを含めてのお話とばだということとはよくわかるわけですが、まあそういうふうな冗談にせよ、裁判所の建物を見ただけでも、横田さんには悪いけれども寒気がするというふうな、一面、民衆と申しますか、国民の一つの感じがこういう座談会の中にあられていたと思うのです。要するに、そういうふうな裁判所のあり方、ことに簡易裁判所のあり方というふうなことで、質問そのものがきわめて抽象的で恐縮でございますけれども、御答弁をいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま中谷委員からお話のございました問題、実は私、お話ししたとおりでございますので、その詳細は存じません。いま先生から伺ったのが初めてでございます。ただ、お話しにございましたように、裁判所というものが、何となく暗い役所であるという印象を世間の人々が持つておられることについては、私も耳にもししばしば入ってまいっております。これは決して長沼先生のような、いわば知識人と申しますか、上流におられる方ばかりでなしに、一般の国民の方々からもししばしばそういうお話を伺うことがあるわけでございます。その点につきまして、これはいろいろ私どもとしても考えておりますが、またくふうもいたしておるところでございますが、一つの問題の基礎には、どうもわれわれ

としては非常に情けないことでありますけれども、裁判所というものがそもそも国家の中において、あるいはもう少しだいて言えば国民生活の中において、どういう位置を占めておられるのかという点が、いかんがたうとえばアメリカであるとか、あるいはイギリスであるというふうなところと、少し違ふような印象を受けるわけでございます。

これは一つには私どものいわば努力と申しますか、つまり裁判所が真の意味での人権を守って戦ってきたという歴史というものが、どれだけあるかというこの批判の面もあると思ひます。

しかしながら、また同時に何と申しました、たとえば英米にしても、あるいはドイツ等の大陸法系の国におきましても、やはり法律というものが国民生活に非常に地についておるわけでございます。そういうところから法を適用し、あるいは法的に紛争を解決する機関である裁判所というものが、非常に国民生活に密着し、問題があれば裁判所にかかち込むという親しみというものが非常にできておるわけでございます。私どもの率直な気持ちとしては、裁判所の側にも努力が足りないが、また歴史的ないろいろな経緯もあってかやうなことになるおそれがあるという感じが受けるわけでございます。

いまお話しの中の問題につきましては、これは実は中谷委員もつとに御承知のことでございますが、たとえば大阪のような裁判所は、どつちかと申しますと非常に壮麗ではあるけれども、暗い感じの建物でございますが、それに比べて、たとえば関西でも奈良でありまして、あるいは和歌山でありますとかいうところの裁判所は、非常にモダンな建物で、一部からは一体裁判所がああいうモダンな建物でいいのか、もう少しやはり威厳のある、壮麗な様式であるべきではないかという御批判さえ受けるくらいでございます。東京でも、家庭裁判所などは、御承

知のとおり非常に明るい建物でございます。そういう点で、たとえば建物の点等につきましては相当にくふうもし、また改善もされつつあると思うわけでございます。何と申しまして、その手続のかかった人たちが出入りするということから、どうしても暗い印象を与えるということも免れないわけかと思ひます。この点は私もいろいろ面から努力もし、またPRもし、国民が一般的に法によって生活をしていく、法の支配と申しますか、そういうような意識が高まるにつれて、自然に裁判所の地位あるいは裁判所に対する考え方というものが変わってまいるのではないか、かように一応考えておるわけでございます。

○中谷委員 非常に詳細な御答弁をいただいたわけでございますが、簡易裁判所の沿革というふうなものは、言うまでもなしに憲法の三十三条、それから三十五条でございますが、令状交付という、そういう基本的な人権の保障についての要請、それからいふ一つは少額事件についての、表現は適切であるかどうかかわかりませんが、民衆的裁判の必要というふうなことから生まれたというふうに私承知いたしております。ところが、実は簡易裁判所のあるべき姿がそういうものだとすると、次のような指摘がございます。昭和四十年の十月号の「自由と正義」の中から、私いわれるまで引きますと、孫引きと申しますか、拝見をしたのですけれども、最高裁判所総務局の資料、「法曹時報」の第九巻七号という中に次のような記載があるそうです。それは「簡易裁判所も終戦後発足した制度であるが、発足後年を経るに従い次第にいわゆる区裁判所化して、今日では、民事の督促、和解、調停事件等、刑事の略式、交通事件等を別とすれば、その手続は、地方裁判所の手続等と実質上ほとんど異ならず、当初簡易裁判所のあり方として予想されていたところとはるかに遠ざかってしまったように思われる。」というふうな記載があるように思ひます。簡易裁判所の事務管轄権であるとかの、いわゆる発足からの一応の法改正について、私若干承知いたして

おりますけれども、裁判所自身この資料を——私「自由と正義」の中からの孫引きでございますが、正確に全部を読んでいただくわけはございませんけれども、こういうふうな現状指摘について、裁判所としてはどのような考えになつておられるか、この点について、ひとつ簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまのお話の、「法曹時報」そのものをたゞいま手持ちはいたしておりませんが、おそらくさうな記述があつたであろうという記憶はございます。これは何か非常にむずかしい問題に触れるわけでございますが、要するに最下級裁判所をどう構成するかというところは、各国が非常にくふうして苦心しておるところでございます。つとに御承知の問題でございますが、そしてそれが一面ではどの種の事件をそこに持つていくかという、つまり権限の問題と、それからどういう手続で処理するかという手続の問題とがからんでまいるのでございます。「法曹時報」に指摘しておりますのは、権限の問題よりは、むしろ手続の面を強調しておるかと存するわけでございますが、たとえばアメリカのモデルクレイムスコートのようなものにつきましては、めんどろな手続というものを一切省略いたしまして、全く口頭でやるというようなことも行なわれている州がかなりあるようにございます。そして、そのかわりに、控訴しました場合には、いわば覆審的にやり直す。とにかく非常に低額の、日本ではいふ一万円とか一萬五千元とかいふものは、めんどろな調書とかそういうことを一切省略して、きわめて簡単な手続でやる、そういう窓口があるように聞いております。

それに対して日本では、簡易裁判所を当初設けましたときは、たしか五千円以下であつたかと思ひますが、その当時には手続面でそういう構想ができることを予想しておつたのではないか。これは立法当時の、たとえば兼子先生などのお書きになったものを拝見しますと、いろいろ具体案が出ておるわけでございます。ところが実際に、

たとえば民事の面で、民事訴訟法の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則としては、これはとてもそこまでいかないう程度の特則しか規定されなかつたばかりではなく、実際にそれを運用するにはいろいろの障害があるわけでございます。その障害を一つ一つ上げますと、先ほどの簡単にという御趣旨に沿わなくなりますが、これは省略させていただきますが、何と申しまして日本はまださういふものの受け入れられる土壌がないやうな印象があるわけでございます。裁判所がやることならば、多少手続が厳密でなくても、つまり裁判官に対する信頼でもって手続を進めるといふ感覚が、どうも国民の方々に必ずしもない。むしろやはり裁判官をいろいろ手続で縛る、それによって公正を期する、そういう意識のほうが一般的に強いやうな感じでございます。そういう関係から、なかなか特則が十分活用されない面があるように見受けられる、さういふことだと思はれるのであります。

○中谷委員 臨司の意見書によりますと、一五八ページでございますが、簡易裁判所の整理統合の点に触れた中に、「簡易裁判所の裁判官一人あたりの平均事務量の二分の一に満たない事務量しかない庁」という記載がございます。そこで、一応この機会に簡易裁判所の裁判官一人当たりの平均事務量というものについて、御答弁をいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねのございました点は、前回、ちょっと申し上げました。三以下のものが二百戸足らずあるというのと、同じところに帰するわけでございますが、これはごく大まかに申し上げますと、その総件数を簡裁の総定員で割つておるわけでございます。それによつて出てまいりましたものがその件数というところになるわけでございます。ただ、その場合に、調停とか支払い命令とかいうものは、非常に比率を低くして計算いたしますので、その件数として出てまいりましたのが一八千九百九十九件となりますけれども、これはいわば観念的な数字でございます。

いまして、つまり民事を一つとすれば調停は〇・幾つか、そういうものを換算いたしましたして、その換算の結果の数字ということで、具体的に言なす件数ではないわけでございます。

○中谷委員 必ずしも私は、平均事務量ということについてそれほど強い関心と、どうしてもその事務量の内容を御答弁いただきたいというつもりはないのでございます。さうすると、略式命令だとかいふふうなものについては、何か点数とさつきちよつと御答弁があつたやうに思ひますが、一件として御計算にならないというふうなことに相なつておるわけでしょうか。たとえば仮処分とか仮差し押えの中にも、ずいぶんやつかいなものもたくさんあると私は思ふのでございます。別に詳しい数字はつけようですが、何かさういふやうな非常に画一的と申しますか、仮処分の中なんかでも、ずいぶんむずかしい、裁判官が御苦労しなればならぬやうな件数もあると思ふのでございます。何か平均事務量というやうな出し方が、さういふことでの確なかどうか、この点いかがでございますでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点はまことに中谷委員のお話のとおりでございます。非常にむずかしい問題でございます。ただし、それにしても何かさういふことをいたしませんと、民事訴訟も一件なら一件だ、支払い命令も一件なら一件だということでは、これはどういふ問題にならないわけでございます。そこで、実はもういまから四、五年前かと思ひますが、全国的な実態調査をいたしまして、それによりまして大体の事務量の基準を出したわけでございます。これは裁判官と書記官ともまた少しは違つてございまして、たとえば簡裁の裁判官について申し上げますと、民事の訴訟を十とすれば刑事の訴訟は八とします。これは刑事のほうは人員建てになつておりますので、民事は件数建て、その点もありまして、これで大体対等になるわけでございます。それから調停の場合は二とする。それからその他の事件は〇・六とか〇・三とか、あるいは略式は一

とか、いろいろございます。これもお話しのとおり、保全処分のようなものとりますと、これはもう訴訟以上にむずかしいものもあれば、仮差し押え等で非常に簡単なものもございまして、ちょっとその正確なあれがなかなかむずかしいのでございますが、実態調査の結果では、この辺ならばというところで一応出したわけでございます。そういう意味でございますから、この事務量というものを非常に金科玉条にはできないということとは十分心得ております。

○中谷委員 附帯決議の中には「最高裁判所当局は、これらの定員の増加に努めるとともに、有資格者を可及的すみやかに判事、検事に採用して運用に遺憾なきを期すべきである。」というふうな記載があります。もちろんこの附帯決議の趣旨というものは、十分尊重されねばならないと私は思うわけでございます。ただ、私の最近の感じから申しますと、かなり改善されて、いわゆる特任裁判官といわれているものの中の半分以上の方が書記官出身の方でございまして、最近ではずいぶん能力その他の面において向上していると思っております。

ただ、次のような点についてお答えをいただきたいと思っております。これも私、前から実感として感じていたことなんですけれども、実は同じものを引用して恐縮ですが、「自由と正義」の四十年の十月号に、「簡易裁判所の実態」というアンケートがあります。すでに局長御存じでございしますが、そのアンケートでございまして、これは必ずしも正確なものではありませんけれども、そのアンケートの中に、簡易裁判所が地裁に比して令状請求に対する却下数が少ないのはそもそも何を意味するのだろうか、これは一つの問題点なんだというふうな趣旨のアンケートがあるわけなんです。この点、一番最初の私の発言に戻りますけれども、要するに令状交付についての人権保障ということと簡易裁判所が発足したということの関連があると思っております。個々具体的なケースとも関連をしていますが、簡易裁判所の令状請求に

対する却下数と、地裁の令状請求に対する却下数は、何か感じとしては確かに簡易裁判所へ令状請求をするのと通りやすいという感じが、私実感としてあるわけなんです。その実感だけでは統計の上でどうあらわれているかわかりませんが、また、そういうふうなことの御答弁を引き出すことが、はたしてどれだけ前向きになるのかどうかということについても、若干の疑問がありますけれども、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

○寺田最高裁判所長官代理者 まず、在野法曹であられる中谷委員から、簡裁の判事一般について改善のあとがあるというお話をいただきました。これは、私も私としてまことに愉快に、うれしく存ずるところであります。問題の、令状の却下の問題でございますが、確かに「自由と正義」でもそういうのが出ておりましたし、私どもの感じとしても多少そういう面があるのではないかと、いうふうな思っているわけでございますが、その却下の比率、パーセントはただいま手持ちいたしておりませんので、数字を申し上げるわけにまいらないことはまことに申しわけない次第でございます。

○中谷委員 この問題は私、関心がありますし、簡易裁判所のあり方としてひとつできましては資料を御整理いただきたいと思っております。ただ問題は、検察庁あたりから何かそういうふうな資料をそろえまして、あの裁判官は令状請求の却下が多いんだ、たとえばこの裁判所はどうかという裁判所に比べて、令状請求の却下率が多いというふうなことをいかににも不服がましく言う向きもあるわけなんです。したがって、いろいろな微妙な問題を含んでおりますが、そういう資料が整備できるようでしたらひとつお調べをいただきたい。このことをお願いをしておきます。

質問を続けます。
○寺田最高裁判所長官代理者 ちょっと……。いま調べましたところが、実はパーセントがございませんで、パーセントはあとでお届けいたしますが、件数が出ておりますから、これでも大体のこ

とがわかるかと思っておりますので申し上げたいと思っております。
昭和三十九年度でございますが、地方裁判所におきましては許可が約十八万件に對しまして、不許可が約三千三百件というのに對しまして、簡易裁判所では許可が約二十四万件に對しまして不許可が三百二十件という数字でございますから、これはやはり簡裁のほうが却下はかなり少ない、パーセントはちょっといま計算しておりません、そういうことでございします。

（委員長退席、大竹委員長代理着席）
○中谷委員 では、しつこいようですけれども、もう少し質問を続けましょうか。結局、どういふことが原因だと思われませんか。結局、殺人とか、あるいはまたいわゆる大きな事件、そういう事件は、地方裁判所へ令状が請求される。これについては地裁のほうがその却下率が多い。パーセントから言うとうずいぶん格段の違いがあると思うのです。原因は何でございしますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点は、いずれ詳細に検討いたし、また所管局と連絡いたしました。場合によりましては所管局長からお答えするほうが正確かと思っております。私の感じとしては、確かに殺人事件等が地裁にあることは確かでございますが、また同時に、いろいろな瀆職事件とか、その他むずかしい事件も地裁のほうが多いだろうと思っております。簡裁のほうは、比較的はつきりした事件が多いという面もあるかと思っております。しかし、それだけではないのかもしれないと思っております。その辺は、もう少し検討した上でないと、はっきりしたことを申し上げかねるわけでありまして、これは恐縮でございますが、勾留の要件というのはちゃんと法律で定まっておりますから、あまりにはつきりした事件というのは、むしろ勾留の必要がないんじゃないかということだと言えらるわけでございます。『自由と正義』の中で「簡易裁判所の実態」というアンケートの中に出てい

うな例というのは、読んでみてこんな例があるのかというふうな非常にひどい例というのが出てくるわけですが、私も、実際それほどのひどいものを目撃しておりませんし、最近では、ことに書記官出身の試験も相当むずかしくなりまして、改善されているという前提でいまお尋ねをされているわけですが、この令状問題や、ほかのいろいろな問題について、申し上げたいことはありますけれども、その問題なんかから私私若千の簡易裁判所のあり方、実態の問題があるのではないかと、この点を一つ指摘しておきます。

では、質問を続けたいと思っておりますが、次のような問題についてです。
要するに先ほど局長の御答弁の中で、裁判所が親しみと申しますか、法の擁護ということと、民衆からほんとうに信頼をされる、ことに簡易裁判所は、そういうものでなければならぬというところの御答弁があったわけなんです。私もまさにそのようなものでなければならぬと思うのです。したがって、この機会に簡易裁判所の調停の実態についてお教えいただきたいと思っております。すでにこの法案に関連いたしまして、四十六国会において、詳しい質疑が調停の問題について出ておりますが、いわゆる調停委員さんの年齢でございまして、六十歳の方が四一％くらい、七十歳くらいの方が二四％、要するに六十歳以上の方が六五％を占めている。したがって、裁判所のほうでも調停委員さんは年齢の若い方に出てもらう、そういうことについて努力をしたいのだ、努力をしている、考えているのだという御答弁がございまして、たいてい、そういう点についてのお考えをいただいている非常にむずかしい問題、ことに若い人というのは、なかなか自分の仕事が忙しいというふうな問題もあると思っております。これは簡単にけつこうですけれども、そういう調停委員さんの年齢が、三十歳以下の人というのをもまた調停のあり方として問題はあらうかと思っておりますけれども、かなり若い人に調停委員さんになっていただくための措置というのは、前国会以来どのような

配慮をされたか、この点についていかがでございますでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点は、私どもいつも会同等の機会に、その点を十分連絡いたしておるわけでございます。通達等は出してありますけれども、ごく最近、たとえば昨日も実は部内の打ち合わせ会がございました席上で、いろいろそういうことが話題になりました。その際に、最高裁で統一の方針をきめるといふことも一つの道ではあるけれども、やはりそれぞれの地方の実情に応じてやる方がいいのではないかと。これは選任は地方裁判所または家庭裁判所となっておりまして、そしてまた地裁も家裁とはやや面が違ふと思います。もう一つ非常に大きな違ふ面は、たとえば弁護士の方の調停委員というの、これは相当年齢というものにこだわらなくていいのではないかと。まあ八十歳以上ということになる問題でありまして、七十歳以上の方で弁護士として活躍されておるような方は、少しも差しつかえないわけでございます。一律にはまいらない。しかし、一般的には中谷委員のお話のように、もう少し年齢を下げていくという努力をするというところは、常に話し合つて努力をされているわけでございますが、必ずしも改善の実が十分にあらわれているとは申し上げられないような状況であります。まことに遺憾に存じております。

○中谷委員 一点だけ、私の思ひつきですけれども、改善策としてこんなことができないものだろうかというのを申し上げておきたいと思ひます。と申しますのは、調停委員さんの職業別の統計というの「調停時報」等に出ておりますけれども、官公吏ですね、官公吏の調停委員さんというものは、大体二千人近くおられるというふうになっております。そうすると、パーセントから申しますと、大体八八から九〇でございまして、そういう官公吏の調停委員さんというふうな、官公吏の方に積極的に働きかけるということになれば、六十歳以上の方が先ほど私指摘いたしましたように六五、七〇に近いというふうな実態は、かなり

改善されるではないか、この点が一つ。

いま一つは、調停委員さんの中に、官公吏の中に入るの、しょうけれども、教師というのもありますが、こういう方で調停委員さんになっていただいております方はかなり数は少ないように思ひますけれども、こういうふうな点についてはかなりな意義——官公吏の中に仕分けとしては入るのでありませんが、私立の学校の場合は官公吏じゃあつていいのではないかと。したがって、ちよつとお尋ねいたしますけれども、官公吏以外の、私立の学校の先生が調停委員さんになってくださっているというふうなパーセントは出るでしょうか。それからもう一つ、官公吏の調停委員さんの年齢というものは、大体どの程度なのか、質問がちよつとこまかくなりましたけれども、御答弁をいただきますかと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 まず、教員が調停委員になっておるかという点でございますが、これは昨年度の統計でございますが、民事調停におきましては約二百三十名ばかり、一・一〇、それから家事調停におきましては四百七十人ばかり、約二・六〇になっておられるようでございます。それから教員、官公吏の場合の年齢というのは、これはあるいは民事局関係の資料を詳細に調べれば出てまいるかと思ひますが、ちよつと手持ちしておりますので、お答えいたしかねます。

○中谷委員 話が、そういうふうな非常にこまかい話で恐縮ですけれども、特に大学の法学部関係の先生などが、かなり調停委員として御苦労いただいております例もあるわけですが、こういう方といへば、まさに数が非常に少ないわけですが、そういう方々にかなり積極的にお願いをする、またそういう調停委員の方の交代をするときに、若い方になっていただくというふうなことで改善をはかっていたのが一つの方法ではないか、これは全くの思ひつきでございますけれども、そういう点を申し上げておきたいと思ひます。そこで、次に話がまたもとへ戻るわけですが、

ども、簡易裁判所が親しみやすいものでなければならぬというふうな点と関連をいたしました。お尋ねをいたしますが、夜間調停の問題についてお答えをいただきたいと思ひます。夜間調停を行なっている裁判所というのは若干あるようでございます。その裁判所の名前はけっこうですけれども、実情は、件数でございまして、一体その夜間調停というのは制度としては非常に珍しい制度で、飛びつきやすい制度だと思つては、しかし、この夜間調停の実際の件数についての具体的な資料はお持ち合わせでしょうか、お尋ねをいたします。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

○寺田最高裁判所長官代理者 夜間調停は、実は私が民事局の第一課長をしておりまして、最初に初めて予算要求をいたしました。それから始まつた制度でございますが、どうも私も十分に利用されていまして、必しも十分には利用されていまい。いろいろな印象を受けるわけでございます。これがどういふところに原因があるかということが、必ずしもはっきりしないわけでございますが、いまお話を件数という点は、ただいまちよつと手持ちいたしておきませんのでお答えいたしかねます。いろいろ環境その他を改善することの努力も同時に必要ではないかと。つまり、裁判所自体はなしに、たとえば東京の場合なども、裁判所自体は幾ら夜間調停をいたしたとしても、その近所が暗いと往復にいやがられるような面もあるようでございます。そういうようなところから解決していかねばならないというふうな点があります。件数の点は、後刻調査してお答え申し上げます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

○中谷委員 最近、京都の簡易裁判所で、夜間調停がかなり活発に行なわれているというふうなことを聞いております。ですから、従来行なわれていた夜間調停については、考え方としても、どういふ表現がいいでしょうか、おもしろいといひますか、適切なものとして、私も発足当時それを理解いたしましたけれども、

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕
いまの局長の御答弁では、夜間調停がそれほど活発に利用されないことについての原因について、あまり明確な御答弁がなかったと思うのですが、それはそれでけっこうですが、京都の実情は最近どういふことになっておるでしょうか。これはいかがでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 京都の裁判所では、中谷委員御存じの前の所長の沢裁判官が調停に非常に力をお入れになりました。その関係で、一般的に調停事件というものの件数が非常にふえてまいつておるわけでございます。たとえば、昭和三十三年には、京都地裁管内の簡裁の新受件数が千七百件ばかりでございましたが、四十年には三千百件、つまり千三、四百件も増加したような実情でございます。ただいまここにその夜間調停のみの件数を持ち上げておきませんけれども、こういうふうな状況で、これはいろいろ口頭受付でありますとか、あるいは夜間調停でありますとか、そういうことについて非常に力を注がれましたことの一つのあらわれというふう聞いておるわけでございます。

○中谷委員 裁判所の仕事の中で、私は、ひとつ親しまれる裁判所というふうな立場から、法律相談というふうなものを、どういふように取り上げるべきかということについて若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

その機会に、その前提として、法務省の政府委員の方にお答えをいただきたいと思ひますが、最近の先法の法務局のいわゆる人権相談ですね、これの件数は大体どのくらい実績があつていられるでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○川島（一）政府委員 現在、数字を用意いたしておきませんので、お答えすることができませんが、実情をいたしましては、非常にたくさんの方の件数にのぼつております。

○中谷委員 どうもすみません。突然そういうことをお尋ねして恐縮でした。そこで、裁判所にお尋ねをいたします。

法務省の各出先のいわゆる人権擁護課での人権相談、こういったのがございます。それから、最近警視庁あるいは警察庁の一つの考え方として、何か民事不介入という考え方から一歩出て、何か困りごと相談所というようなものを設けて、かなり相談に応じてその実績をあげているようでございます。これも全く一夜づけで調べてきたわけでございますけれども、ジュリストの昨年の十二月一日号に、「困りごと相談はどのように解決されるか」というふうな、家事相談の特集の中に、そのようなものが出ております。そこで、裁判所として、まず簡易裁判所の法律相談——私は家庭裁判所の家事相談についてお尋ねするつもりはございません。簡易裁判所の法律相談というふうなものは、現状はどのように行なわれているのか。それとまた、親しまれる裁判所、親しまれる簡易裁判所という観点から、どのようにあるべきか、この点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、家庭裁判所では家事相談というのが相当行なわれておりまして、年間二十五、六万件にも達するようでございます。ただ、この家事相談につきましては、これは弁護士会その他からいろいろ御意見があるわけでございますが、むしろ、家事相談自体について、それがよくないという趣旨でもないと思ひますけれども、やり方等については、裁判所の立場というものと関連で、やはりいろいろ意見があるように承っております。簡易裁判所のほうで法律相談をやるということについては、やはりかなり考えなければならぬ問題があるのではないかと。裁判所は、あくまで判断機関でございます。その意味で、そこではいろいろなサジェストをするということが、はたしていかかなものがあるか。たとえば、手続を教えるとか、あるいは費用を説明するとかいうことは、むしろ当然すべきことでございましょうが、内容にわたっての相談に及びますと、今度それが正式の訴訟事件に

なりましたときに問題が起ころうかと思ひます。家庭裁判所は、何と申しましたもあいう後見的な裁判所でございますから、別といたしまして、やはり地方裁判所の系列に属する簡易裁判所で、そこまでやることは問題ではなからうか、いまのところはさように考えておる次第でございます。また、いろいろ御意見を伺ひまして……

○中谷委員 お尋ねをいたしますと申し上げますよりも、これは私、感じを申し上げたいと思ひますが、非弁護士の追放、取り締まりということ、ずいぶん前から日弁連等でもいわれてきたことだと思ふのであります。それからいまい一つは、示談屋の横行というふうなものに対する取り締まりの強化というふうなこともいわれていると思ふのですが、何か、裁判所のお立場はよくわかつて思ふのです。たとえば具体的な事件について、裁判以前に、裁判所が、これは勝ちですとか、負けですとかいふようなことのお話があったら、これはたいへんなことだと思ふのでありますけれども、問題は、親しみやすい裁判所というふうな観点から、簡易裁判所などで、その節度を守りつつ、家事相談的な、いわゆる法律相談というものが行なわれてこそ、親しみ易い簡易裁判所ということになるのじゃないか。裁判所というものは、なかなか踏み切りにくいものもあると思ひますけれども、私は、そういうことであつてほしいと思ふのです。特に、先ほど申しましたような、潜在的訴訟とか、潜在的な事件というふうなことで泣き寝入りするとか、妙な顔役の方が話をつけるといふようなことではなしに、正当な法の支配のもとにおける法の救済を求めるという、こういう手続がいいのだというふうなことは、むしろ積極的に裁判所がお名ざしになるべきじゃないか。それが、簡易裁判所の統廃合というふうな問題が出てくる中で、それこそ地域住民と密着した裁判所ということに相なるのではないかと。この点、いまの局長の御答弁はちょっと引込み思案の御答弁のような感じがいたしましたので、もう一度御所

見を承りたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 御趣旨は非常によくわかるわけでございますし、また、いわゆる潜在的な事件を裁判所に吸収して、いわゆる事件屋とか、そういう町の顔役とかいう人たちに解決というものを防ぐべきだということのねらいも全く同感でございます。ただ、それをやり出す方法として、どういう形でやるのが裁判所の性格にふさわしいかというところが、かなりむずかしい問題で、私も、まことに引込み思案的な意見になるわけでございますが、やはりまず調停というふうな形で、つまり両方に出てきてもらうというものが非常に好ましいことだと思います。さらには、たとえば訴訟の場合でも、いまのような形式的なやり方ではなく、たとえばもっと職権主義を強化するとかいふようなことで、つまり裁判所が実質的にもっとリードしていく、こういうやり方は十分考えなければいけないと思ふわけでござい

ます。形式主義は打破すべきだと思ふのであります。が、そうかといつて、一方当事者だけに来てもらつて相談に應ずるというところは、そこにまた弊害の問題が起ころうな感じがいたしました。なにお慎重に検討せざるを得ぬのじゃないか、かように考えるわけでございます。

○中谷委員 同じことばかりお聞きして恐縮ですが、私も、私のテーマは一つだけなんです。要するに簡易裁判所というものを、ほんとうに民衆と密着した、親しみやすいものにするという点が私のきょうのお尋ねしているテーマなんです。そこで先ほどPRというおことばが出ましたのですが、婦人会などに対する、簡易裁判所というものはこんなような仕事をしているのですよといふふうなPRは、具体的に実際の程度おやりになっているのでしょうか。また予算の面で、そういうふうな予算が組まれていると思ひますが、たとえば裁判所へ見学に行きましたら、裁判所のしおりといふものをいただきますけれども、裁判所に来たといふのじゃないに、一歩外へ出て裁判所というもののPRをする。PRすることの可否と

いうものも問題があるでしょうけれども、私はやはり裁判所、ことに簡易裁判所が親しみやすいものであるために、そういうPRをすることが、統廃合の問題にもつながってくると思ふのです。その点についてはいかがでございましょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所を、国民に親しみやすいものになければならぬという点、全く同感でございます。

そのPRの問題でございますが、これは広報課に若干の予算もございまして、これは広報課の話のようなことは、必ずしも予算を要する問題でもないわけでございます。そうしてこれは大体は地方裁判所の所長、それから簡易裁判所の先任裁判官というふうな方々に、常時その点をお願いをしておるわけでございます。たとえば、一例でござい

ますが、司法週間でありまして、あるいは憲法週間でありまして、そういう場合には、こちらの方から出かけていって講演をしたり、あるいは座談会をしたりして、いろいろPRをしておるわけでございます。ただこの点も一般的に申しますと、非常に積極的にやっていたらいいという所と、それほどでもない所とございまして、先ほど御指摘の京都のような場合には、それをかなり積極的にやっていたらいい効果があらわれておるわけでございます。今後そういう点を、できる限り各庁とも積極的にやるように指導はしてまいりたいと思ひますが、いまのところ、確かにまだ不十分な面があるかと思ひます。さように考えております。

○中谷委員 前回、総合配置という問題が出ましたが、要するに八十組、したがって百六十庁、こういう裁判所がある。この問題の中で、検察官からいえば令状の請求、被告人、弁護人の立場から申しますと、保釈の請求というふうな点について、ことに被告人の立場からいって、かなり困惑する場

合があるわけなんです。とにかく本庁であれば一日で出れるものが、裁判官不在のために三日くらい、日曜日などは四日くらいひひどいときには勾留が続く。これは必ずしも不当勾留とはいえない

いでしようけれども、私、問題だと思ふのです。問題だというのは、決して、いけないというよりも、被告にとって非常に納得しないものがあると思ひます。そういう一つの問題の指摘の中で、総合配置という点について、一体——これは前々からの委員会でも指摘もされ議論もされてはいる。要するに、総合配置ということはおかしいじゃないかという議論をされているのですが、私は実感として、令状の請求の面は検察官のお仕事ですけれども、被告人、弁護人の立場からいって、保釈の問題なんかで、被告人の権利保障の面から、若干の支障を来たしているという事はないかと思ふのです。こういう面から、総合配置についてどうしようかと思ふことになるか、お答えいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの中谷委員のおこたは、まことにごもっともな点でございませう。理想的に申しますれば、むしろ総合配置というものをなくして、各庁に必ず置けば一番好ましいかと存じますけれども、しかし、また他面、いろいろ整理統合等の問題の際に議論になりますことは、これは諸外国等との比較において、面積が大体どのくらいで、こういう裁判所が一つあるのがふさわしいか、あるいは人口がどのくらいで一つあるのがふさわしいかというようなケースもあるわけでございませう。そういう際に、たとえば整理統合をするのはよくない、それではやるべきでない、しかし、たとえば巡回裁判的にやればどうかという議論が、臨時司法制度調査会等でもかなり出たわけでございませう。また現実には、これはアメリカにおきましても、イギリスにおきましても、御承知のとおり、巡回裁判制度があるわけでございませう。そういうようなものとの関連でまいりますと、つまり整理統合まではやるべきでないけれども、一種の巡回裁判的な運用ということにこの総合配置もなってくるわけでございませう。一遍に数回参入ということではございませう、そういう面ではつまりこれを一つの中間的なステップとして、中には廃止の方向にいくなすべきものもあるう

し、中には現実に置く方向にいかねければならぬものがある、こういうことではないか。それが煮詰まりました上では、その庁についてはできる限り一名ずつ配置することが好ましいと思ひますけれども、現在はその点はいろいろな面から、配置等も含めて検討の対象にならう、かように考えるわけでございませう。

○中谷委員 あと二点だけお尋ねいたします。

裁判所を中心として、一審強化促進協議会が発足いたしました。例の一審強化についていろいろの問題が協議されております。検察庁、弁護士会、それぞれ参加しているわけですが、私いふもふしぎに思ふのは、一審強化ということになれば、簡易裁判所の強化ということもたいへん大事なことでございませう。簡易裁判所の事件一件が何カ月か、地方裁判所の事件一件が何カ月かかかるという点の統計は、私承知いたしてございませうけれども、そんなことは別に——何日かかるかという点、一審強化とは必ずしも結びつかないもので、一審強化という文字どおり大事なことでございませう。その協議会に、簡易裁判所の裁判官の方の御出席がないように私思ふのです。御出席になつておられる裁判所もあるのかも知れませんが、最高裁判所、一審強化協議会に簡易裁判所の判事さんが参加しないことになっているのかどうか、この点をひとつお教えいただきたいと思ひます。要するに簡易裁判官会同というものは、所長さんのほうでやりなつていられるようですね。一審強化協議会というものは、検察庁においても、弁護士会からも参加するといふものですか、当然簡易裁判所の裁判官も御参加になつていられるべきだと思ひます。このあたりにも何か簡易裁判所というものの問題点もひそんでいられるのではないかと、あまり深刻なことはこの機会には申し上げませんが、この点については、まず方針として、今後一審強化促進協議会の中に、簡易裁判所裁判官が参加されるようにされるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 現在のところは、

おそく多くの場合は直接には参加してないと思ふのでございませう。参加しているところもあるかも知れませんが、一般的には参加しない例のほうが多からうと思ひます。私どもの考えとしては、何と申しましても地方裁判所が原則的な第一審裁判所でございますから、そこをまずしっかり固めるというところでございませう。

さらに、一審協議会に出ますのは全裁判官ではないわけでございますので、その一審協議会に参りました者は、それを当然他の裁判官にもそれぞれ伝達するということでございます。それは地方裁判所の他の裁判官にも別の席で伝達いたすわけでございませうし、それと同様に、いまお話のございましたように簡易裁判所の裁判官にも伝達する。つまり直接席へ出ますのは、ある程度の少数の人間でございませうので、原則的に地方裁判所から出ている、こういう実情ではないかと思ひます。

○中谷委員 実情を申し上げておきます。地方の裁判所では裁判官全員が御出席になつていられるわけですが、これはまさに文字どおり陪席ということでは御出席になつていられるかどうかは別として、全員、判事補、裁判官になつたばかりの人だつて出席するわけなんです。そういう実情の中で、理屈として一審のその主たるものは、地方裁判所だということにやなした、やはり簡易裁判所の裁判官の心情といひますか、お気持ちを考へてみても、私はやはり御参加いただいていいのではないかと、こ

ういうふうに思ひます。この点はひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。その点についてお答えをいただきました。○寺田最高裁判所長官代理者 御趣旨よくわかりましたので、その点十分検討して善処することにしたと思ひます。○中谷委員 最後に一つだけ。この点は問題点というところのほどもありませんけれども、次のようなことを申し上げておきたいと思ひます。簡易裁判所については同じことを何べんも申し上げて恐縮ですが、「自由と正義」の十月号に書かれていられるような、これはひどいと思われ

るような訴訟指揮であるとか、かなりないとは言えないと思ふのです。最近いふん改善されているというところは私は認めながらも、そういうことが言える。ところが、次のようなことを指摘している人がいます。局長さんもちろん御存じの青木英五郎さんですけれども、最近「誤判にいたる病」というのを著書になりました。私自身もでみまして非常に感心する点もあるし、私自身もこれについて批判的な面もありますけれども、青木英五郎さんが指摘されている点はこういうことなんです。「昭和四一年五月二三日、二四日開催の高裁長官、地裁所長、家裁所長会同における最高裁長官の訓示では、第一の問題として「判事補および簡易裁判所判事の指導育成」がとりあげられているが、その訓示の中で人権擁護ということについては、一言も言及されていない。これも最近の傾向として見逃すことはできないであらう。」こういうような指摘があるわけなんです。

そこで、きょうは親しみやすい裁判所というテーマで私はお尋ねしたのですけれども、何といつても裁判所、ことに先ほどの令状の問題一つをとつてみましても、簡易裁判所、一番民衆と密着した中における人権擁護という点については、裁判所としてはこれをはずしたら裁判所の仕事はない、値打ちはない。これは裁判所の命だと思ふのです。そこで、だからもうあたりのことなんだ、訓示をすることもないじゃないかといへば、それまでですけれども、昭和四十一年五月二十三日、二十四日開催の会同の中には、そういうことが少しも触れてないじゃないかと、かつて優秀な裁判官であつた青木さんがそういう指摘をしておられるわけなんです。こういうような点について、ことに簡易裁判所のお仕事の中で、人権擁護といひますか、令状の問題一つとつてみましても、こういう問題について万遺憾なきを期する簡易裁判所判事に対する指導、そういうものが行なわれなければならないと私は思ふのです。これは全くそのとおりだろうというお答えをいただけると思ひますが、この点について最後にお答えをい

○**沖本委員** そういう点を基準に考えていきます
と、いわゆる裁判所も、検察庁も、あらゆる点にお
いてそういうふうな時代の移行に従ったものの考
え方、基準というものを置いていき、機構の改革、

はならない。こういうような状態の問題を解決していただくためにはならない。あるいは地裁でも、相当大きな県、地裁へ行っても、法廷そのもの、いわゆるストープの煙突など取った窓がそのまゝ、とびらはがたびし、守衛さんのところに火ばちが一つあるだけで、ほかのところはさっぱりない。傍聴席にはクモの巣が張っている、このようなどこにでもあるわけです。地裁でさえこんなのですから、簡裁のほうに行くと、私の感覚では、まるで昔の代官中のおとがそのまゝあるよ

しょうけれども、全く風の吹きさらしのところで、火ばちも何にもないと、長時間、証人に呼び出されてすわらされて待たされる。こういうところも、非人権的な点がたくさんあるわけです。こういう点、もっと機構的に改革していただいて、もう裁判所というイメージが、先ほどお話しのようにならないようにやっていただきたいわけですね。

それで簡裁に関する問題なんですけれども、裁判所法三十三条では、金額の点でいくと十万円以

も、それ以前三万円でありましたときと比べますと、かなり簡易裁判所の権限の範囲が広がったわけでございます。そうして、その後物価が次第に上昇してまいりましたので、その当時の基準からいけば、若干の拡張は、その物価の点だけからでも出てくるわけでございます。ただし、これも卸売り物価を指数にとりますか、あるいは消費者物価を指数にとるかによってだいぶ違うわけでございます。卸売り物価を指数にとればおそらく十二、三万円程度にしかならないわけござ

います。これに對しまして消費者物価を指數にとれば、十六、七万円くらいになろうかと思ひます。そういう点で、裁判所としてはつとに三十万あるいは二十万という引き上げを考へておりましたし、現在でも考へておるわけでございしますが、しかしながら、先ほどお話のありましたように、十万円以下の事件はほとんどないではないか。そういうことでもございせん、たとえば四十年で六万七千件、地方裁判所が九万二千件で、パーセントでいきますと地裁が約六割、簡裁が約四割ということになります。この比率をどうすべきかということも一つのむずかしい問題でございまして、單なるそういう物価の変動だけからも出せない面がありますので、そういう面は弁護士会にもいろいろ御意見があるようでございしますし、最終的には内閣のほうで法案をつくつて、国会でおきめいただくということでございします。でも、私どももいろいろ意見は持つておりますけれども、今後の問題、かように裁判所としては考へてゐるわけでございします。

○沖本委員 あとは、裁判に持つていく手続の問題なんですけれども、地裁では手続がたいへんむずかしい。簡易裁判所では手続がやさしい。こういう点で本人が訴訟を起したいときに、費用もかかりますから、こういう点の手続の問題もからんでくると思うのですけれども、もっとその手続を簡素化して、本人が訴訟を起しやすくなる道を講じて、地裁へ持つていくものを簡裁でまかなえるような方向にしていけば、簡易裁判所も生きていきますし、地方裁判所のほうにたまる事件も少なくなっていくのではないかと。こういうふうに考へて申し上げるわけですが、いま係属事件の中で、三十万以下の事件は民事事件の何割くらいあるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 昨年度の統計によりますと、総件数七万七千件ほどの中で三十万までの事件が約三万四千件、こういうことでございします。したがひまして約四三%、かような数字になつております。

○沖本委員 相当数あるわけですから、これはぜひともそういう方向へ改革していただかなければならない、かように考へるのですが、裁判所のほうの御意見は……。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の管轄権限を広げるといふ点、それから手続を簡素化してしろうとの方でも直接おいでいただいておやりいただけるように持つていくという点、これらの点は実は裁判所としては一〇〇%同感でございします。むしろ裁判所は、常にそういうことをいひたい。いろいろな機会にお願いもし、申し上げてもおるわけでございします。ただ、しかしながらそれぞれの問題につきまして、やはり反対と申しますか、疑問にされる向きもあるわけでございします。そして、その疑問にされますこともまたそれぞれにある程度の理由があるのでございします。そういう点で、一例をとりますれば、弁護士会等にもいろいろその点については難色をお持ちの向きもありまして、これはもう一年以上もいろいろお話し合ひをしながら前進しておるわけでございしますが、しかしながら、いろいろな考へ方があることは当然でございします。十分その話し合ひをしなから仕事を進めてまいりたい、かように考へてゐるわけでありませう。

○沖本委員 先ほど、中谷さんのお話の中に、特任裁判官の、こういう話が出たわけですよ。能力の点では非常に向上してきた。ところが、簡易裁判所には、この問題で地方裁判所との区別の点がある。いろいろある、こういうことで、この特任裁判官の資格とか、権限というものは、どの程度になるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは裁判所法に規定がございまして、その規定に基づきまして最高裁判所の規則で定められてゐるわけでございします。その簡易裁判所判事の選考、任命の資格といひまして裁判所法四十五條に、「多年司法事務にたずさわり、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者」かような条件になつておるわけでございします。そして最高裁判所の規則で

は、推薦委員会というものと、それから選考委員会というものを設けまして、その推薦委員会が推薦された者につきまして選考委員会が嚴重な選考、つまり筆記試験あるいは口頭試験というものをやないまして、そして選任すると任命する、かような手続でございします。

○沖本委員 そうすると、裁判所のお考えになる資格は地裁の判事さんと何ら変わりはないわけなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いわゆる地裁の判事、判事補等の有資格者と申しますのは、司法試験を通りまして、そして司法研修所で研修を経たものでございしますから、これはそういう試験なり、そういう研修は経ておりませんので、その意味では特任判事は違つておるわけでありませう。

○沖本委員 そうすると、そちらで判決になった場合には、やはり落着がいつて考へられるということになるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 その点がいつも指摘を受け、問題になるところで、私どもは、司法試験なり司法研修は経なくても、それと同じ能力を持つ人を選ぶようにいろいろ努力しておるわけでございします。たとえば、一例をとりますと、最近簡易裁判所判事の選考試験に落ちた人が司法試験を通つたという例も、きわめて例外ではございします。それから同時にまた研修の点につきましても、研修所に、普通の修習生ですと二年まゝ入りますが、二年は入れておきませんが、半年ぐらゐ入れて研修させる、そういう一年近いいろいろな修業期間を経て実際の仕事をやつてもらうというところ、できる限り同じレベルに達するように努力しておるといふのが実情でございします。

○沖本委員 いまのお話ですと、やっぱりレベルの違い、活字になつてあらわれたものの認定で違ふのですか、名前、官職が書いてあるから考へ方が違つてくるのでしょうか。先ほど中谷さんの御質問の中にも、特任裁判官の能力の点ではよほど

向上した、こういうことばの裏は、ほかの判事さんなんかとはだいぶ違ふのだ、格段の差があるのだ、こういう考へ方に立つようになつておるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 私どもとしては、経歴は違ひますけれども、能力、識見その他なるべく同等にいくように努力しておるわけでございしますし、それから先ほど中谷委員のお話のように、たとえば令状取下等の問題も、特任簡裁判事がどうで、その他の簡裁判事がどうということとはございしません。簡裁の中にもむろん判事なり判事補の資格を有する人もたくさんおるわけでございまして、そういう人のやつたものも含めまして、先ほど件数を申し上げたわけでございしますから、特任簡裁判事のやり方が、特にほかの簡裁判事のやり方と違つておるとは思つておりません。

○沖本委員 どうもその点が、何かレベルの点で違ふということをおすべての人がお考へになつておるといふことであれば、法律で定められて、先ほどこちらとお読みになつた条項に従つておやりになつてゐない。一つの頭の中でものごとをきめてつて、裁判所のほうも弁護士会のほうも一緒に考へてお考へになつておるといふことになれば、やめたほうがいいということになるのじゃないでしょうか。その点、もう少し變えていただいて、立場を尊重し、はつきりそこできめられたものは尊重していくというのが裁判所のあるべき問題ではないか、かように考へるのですが、その点いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは、はつきり尊重してやつておるつもりでございします。

○沖本委員 以上で終わります。

○大坪委員長 この際おはかりいたします。本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○大坪委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坪委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、おはかりいたします。ただいま可決せられました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大坪委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、明九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

法務委員会議録第十三号中正誤

一 段 行 誤

二 一 末 警察官

二 四 三 遠隔数

二 四 五 開隔

四 二 五 合同

同 第十四号中正誤

一 段 行 誤

三 一 〇 債務者、債務者、債務者、債権者

檢察官
遠隔地
間隔
会同

正

昭和四十二年六月十三日印刷

昭和四十二年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局